

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 貨物管理</p> <p>第1節 他所蔵置許可申請等</p> <p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</p> <p>1 - 3 海上システムに参加している保税地域（以下「システム参加保税地域」という。）の被許可者若しくは届出者又は通関業者その他の海上システムを利用する者が、貨物情報を有する貨物について、書面で他所蔵置許可申請をし、当該許可を受けた他所蔵置場所において、海上システムを使用して引き続き輸出入申告等の税関手続を行いたいとする場合には、当該他所蔵置許可申請は当該申請を行う保税担当部門に「他所蔵置許可申請書」（税関様式C - 3000号）を提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入させるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。</p> <p>第5節 保税台帳関係</p> <p>（システム参加保税地域における帳簿の取扱い）</p> <p>5 - 1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 保存期間</p> <p>帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）（法第51条第1項に規定する承認を受けた者にあっては5年を経過する日までの間）保存させるものとする。</p>	<p>第2章 貨物管理</p> <p>第1節 他所蔵置許可申請等</p> <p>（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</p> <p>1 - 3 海上システムに参加している保税地域（以下「システム参加保税地域」という。）の被許可者、<u>通関業者</u>その他の海上システムを利用する者が、貨物情報を有する貨物について、書面で他所蔵置許可申請をし、当該許可を受けた他所蔵置場所において、海上システムを使用して引き続き輸出入申告等の税関手続を行いたいとする場合には、当該他所蔵置許可申請は当該申請を行う保税担当部門に「他所蔵置許可申請書」（税関様式C - 3000号）を提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入させるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。</p> <p>第5節 保税台帳関係</p> <p>（システム参加保税地域における帳簿の取扱い）</p> <p>5 - 1 システム参加保税地域における帳簿の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(4) 保存期間</p> <p>帳簿は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存させるものとする。</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第3節 特例申告</p> <p>（関係情報の配信）</p> <p>3-5 海上システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「<u>特例申告控情報等</u>」（「<u>特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）情報</u>」又は「<u>特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）情報</u>」をいう。以下同じ。）又は「<u>一括特例申告控情報等</u>」（「<u>一括特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）情報</u>」又は「<u>一括特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）情報</u>」をいう。以下同じ。）が配信される。</p> <p>（特例申告控等の提出）</p> <p>3-6 特例申告の際に提出させる書類は、次に定める書類とし、それぞれ1部を特例申告の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとする。</p> <p>(1) 前項の規定により通関業者等に「<u>特例申告控情報等</u>」又は「<u>一括特例申告控情報等</u>」が配信されたときに、当該情報を出力した「<u>特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）</u>」（別紙様式M-322号）、「<u>特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）</u>」（別紙様式M-322号）、「<u>一括特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）</u>」（別紙様式M-323号）又は「<u>一括特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）</u>」（別紙様式M-323号）（下記(2)において、「<u>特例申告控等</u>」という。）（ただし、次に掲げる場合に限る。） 及び（省略） (2)（省略）</p>	<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第3節 特例申告</p> <p>（関係情報の配信）</p> <p>3-5 海上システムを使用して特例申告が行われた場合は、通関業者等に「<u>特例申告控情報</u>」又は「<u>特例申告控（納期限延長申請控兼用）情報</u>」が配信される。</p> <p>（特例申告控等の提出）</p> <p>3-6 特例申告の際に提出させる書類は、次に定める書類とし、それぞれ1部を特例申告の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出させるものとする。</p> <p>(1) 前項の規定により通関業者等に「<u>特例申告控情報</u>」又は「<u>特例申告控（納期限延長申請控兼用）情報</u>」が配信されたときに、当該情報を出力した「<u>特例申告控</u>」（別紙様式M-322号）又は「<u>特例申告控（納期限延長申請控兼用）</u>」（別紙様式M-322号）（以下「<u>特例申告控等</u>」という。）（ただし、次に掲げる場合に限る。） 及び（同左） (2)（同左）</p>

様式M - 323号

一括特例申告控(内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)

< IMP >

代表税番 輸入申告税関-提出先-申告日 特例申告税関-提出先-申告日 蔽置場所 申告番号

輸入許可日

輸入者
住所
電話
代理人

通関土コード

保税地域
輸入取引者
輸出者
輸出委託者B / L番号(1)
(4) (2)
(5) (3)

貨物の記号等

航空貨物 [] 調査用符号

原産地証明 特惠用 [] 協定用 [] その他 []
輸入承認証番号等(1)
(3) (2)
(5) (4)インボイス番号
インボイス価格
運賃
保険
通関金額
ベーシックPR合計インボイス年月日
評価
補正

計算方式 []

都道府県

口座 [] 直納 [] 納期限延長 [] たばこ登録 石油承認

税科目 税額合計 欄数 税科目 税額合計 欄数

担保額 納税額合計 構成 枚 欄

記事
記事(荷主用)
社内整理番号
通貨レート

利用者整理番号

[納期限延長]

納期限延長科目及び納期限日

[税関通知欄]

(注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。

代表税番 輸入申告税関・提出先・申告日 特例申告税関・提出先・申告日 蔵置場所 申告番号

< 欄 > 統合先欄		品目番号	単価確認 []
品名		数量 (1)	
税表番号		数量 (2)	
申告価格 (CIF)		課税標準数量	
関税率		特惠適用[X]	
関税額		ベーシックPR按分係数	
減免税等額		ベーシックPR金額	
減免税等法条項 定[]暫[]法		原産地	運賃按分[]
内国消費税等 (1)		別表	減免税コード
課税標準額		種別	
税率		課税標準数量	
税額			
減免税等額			
内国消費税等 (2)		減免税コード	
課税標準額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
税率		減免税等条項	
税額		種別	
減免税等額		課税標準数量	
内国消費税等 (3)			
課税標準額			
税率		減免税コード	
税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
< 欄 > 統合先欄		種別	
品名		課税標準数量	
税表番号			
申告価格 (CIF)			
関税率		減免税コード	
関税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
減免税等法条項 定[]暫[]法		種別	
内国消費税等 (1)		課税標準数量	
課税標準額			
税率		減免税コード	
税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
内国消費税等 (2)		種別	
課税標準額		課税標準数量	
税率			
税額			
減免税等額			
内国消費税等 (3)		減免税コード	
課税標準額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
税率		減免税等条項	
税額		種別	
減免税等額		課税標準数量	

輸入申告税關-提出先-申告日 特例申告税關-提出先-申告日 藏置場所 申告番号

< 欄 > 統合先欄		品目番号	単価確認 []
品名		数量 (1)	
税表番号		数量 (2)	
申告価格 (C I F)		課税標準数量	
関税率		特惠適用 [X]	
関税額		ベーシック P R 按分係数	
減免税等額		ベーシック P R 金額	
		原産地	運賃按分 []
減免税等法条項 定 [] 暫 [] 法	令	別表	減免税コード
		欠減控除数量	
内国消費税等 (1)		種別	
課税標準額		課税標準数量	
税率		減免税コード	
税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
内国消費税等 (2)		種別	
課税標準額		課税標準数量	
税率		減免税コード	
税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
内国消費税等 (3)		種別	
課税標準額		課税標準数量	
税率		減免税コード	
税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
内国消費税等 (4)		種別	
課税標準額		課税標準数量	
税率		減免税コード	
税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
内国消費税等 (5)		種別	
課税標準額		課税標準数量	
税率		減免税コード	
税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
内国消費税等 (6)		種別	
課税標準額		課税標準数量	
税率		減免税コード	
税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	

代表税番 輸入申告税関・提出先・申告日 特例申告税関・提出先・申告日 蔵置場所 申告番号

輸入者

住所

電話

代理人

輸入許可日

保税地域

輸入取引者

輸出者

輸出委託者

通関土コード

B / L番号 (1)
(4)(2)
(5)

(3)

貨物の記号等

航空貨物 [] 調査用符号

原産地証明 特惠用 [] 協定用 [] その他 []
輸入承認証番号等 (1)
(3)
(5) (2)
(4)インボイス番号
インボイス価格
運賃
保険
通関金額
ベーシック P R合計インボイス年月日
評価
補正

計算方式 []

都道府県

口座 [] 直納 [] 納期限延長 [] たばこ登録 石油承認

税科目 税額合計 欄数 税科目 税額合計 欄数

担保額 納税額合計 構成 枚 欄

記事
記事(荷主用)
社内整理番号
通貨レート 利用者整理番号

[納期限延長]

納期限延長科目及び納期限日

[税關通知欄]

(注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、税關長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。

代表税番 輸入申告税関・提出先・申告日 特例申告税関・提出先・申告日 蔵置場所 申告番号

< 欄 > 統合先欄		品目番号	単価確認 []
品名		数量 (1)	
税表番号		数量 (2)	
申告価格 (C I F)		課税標準数量	
関税率		特惠適用[X]	
関税額		ベーシック P R 按分係数	
減免税等額		ベーシック P R 金額	
減免税等法条項 定[]暫[]法		原産地	運賃按分[]
内国消費税等 (1)		別表	減免税コード
課税標準額		種別	
税率		課税標準数量	
税額			
減免税等額			
内国消費税等 (2)		減免税コード	
課税標準額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
税率		減免税等条項	
税額		種別	
減免税等額		課税標準数量	
内国消費税等 (3)			
課税標準額			
税率		減免税コード	
税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
< 欄 > 統合先欄		種別	
品名		課税標準数量	
税表番号			
申告価格 (C I F)			
関税率		減免税コード	
関税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
減免税等法条項 定[]暫[]法		種別	
内国消費税等 (1)		課税標準数量	
課税標準額			
税率		減免税コード	
税額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額		減免税等条項	
内国消費税等 (2)		種別	
課税標準額		課税標準数量	
税率			
税額			
減免税等額			
内国消費税等 (3)		減免税コード	
課税標準額		輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
税率		減免税等条項	
税額			
減免税等額			

代表税番 輸入申告税関-提出先-申告日 特例申告税関-提出先-申告日 蔵置場所 申告番号

品名	品目番号	単価確認 []
税表番号	数量 (1)	
申告価格 (CIF)	数量 (2)	
	課税標準数量	
関税率	特惠適用[X]	
関税額	ベーシックPR按分係数	
減免税等額	ベーシックPR金額	
減免税等法条項 定[]暫[]法	原産地	運賃按分[]
	別表	減免税コード
	欠減控除数量	
内国消費税等 (1)	種別	
課税標準額	課税標準数量	
税率	減免税コード	
税額	輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額	減免税等条項	
内国消費税等 (2)	種別	
課税標準額	課税標準数量	
税率	減免税コード	
税額	輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額	減免税等条項	
内国消費税等 (3)	種別	
課税標準額	課税標準数量	
税率	減免税コード	
税額	輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額	減免税等条項	
内国消費税等 (4)	種別	
課税標準額	課税標準数量	
税率	減免税コード	
税額	輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額	減免税等条項	
内国消費税等 (5)	種別	
課税標準額	課税標準数量	
税率	減免税コード	
税額	輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額	減免税等条項	
内国消費税等 (6)	種別	
課税標準額	課税標準数量	
税率	減免税コード	
税額	輸徴法 [] 租特法 [] その他 []	
減免税等額	減免税等条項	